

平成20年

上砂川町議会会議録

第4回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成20年第4回定例会

第1号(12月16日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
大内兆春の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	4
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会結果報告	5
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告	5
例月出納検査結果報告(9・10・11月分)	6
認定第1号 平成19年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について(認定)	6
認定第2号 平成19年度上砂川町水道事業会計決算認定について(認定)	7
町長行政報告	7
教育長教育行政報告	7
同意第6号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	7
議案第41号 町道の路線変更について	8
議案第42号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について	9
議案第43号 中空知広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約について	11
議案第44号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)	12
議案第45号 平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第1号)	18
議案第46号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)	19
議案第47号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	20
議案第48号 平成20年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)	22
休会について	23
散会の宣告	24

第 2 号(12月18日)

議事日程	2 5
会議録署名議員	2 5
開議の宣告	2 5
会議録署名議員指名について	2 6
一般質問	2 6
川 上 三 男	2 6
町長 加賀谷 政 清	2 7
水 谷 寿 彦	2 8
企画産業課長 林 智 明	2 9
教育長 勝 又 寛	3 1
建設水道課主幹 清 野 勝 吉	3 2
議案第 4 1 号 町道の路線変更について(原案可決)	3 3
議案第 4 2 号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について(原案可決)	3 4
議案第 4 3 号 中空知広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約について(原案可決)	3 4
議案第 4 4 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計補正予算(第 4 号)(原案可決)	3 5
議案第 4 5 号 平成 2 0 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)(原案可決)	3 5
議案第 4 6 号 平成 2 0 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第 2 号)(原案可決)	3 5
議案第 4 7 号 平成 2 0 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)(原案可決)	3 6
議案第 4 8 号 平成 2 0 年度上砂川町水道事業会計補正予算(第 1 号)(原案可決)	3 6
調査第 4 号 所管事務調査について(許可)	3 6
追加日程について	3 7
意見書案第 1 6 号 住民が必要とする安心・安全・信頼の地域医療の確立を求める意見書(原案可決)	3 7
意見書案第 1 7 号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書(原案可決)	3 9
意見書案第 1 8 号 国による公的森林整備の推進と国有林事業の健全化を求める意見書(原案可決)	4 0
意見書案第 1 9 号 消費税増税を行わないよう求める意見書(原案可決)	4 2
年末あいさつ	4 3
閉会の宣告	4 6

出席議員

議席 番号	氏 名	4 定	
		12.16	12.18
1	貝 沼 宏 幸		
2	堀 内 哲 夫		
3	高 橋 成 和		
4	大 内 兆 春		
5	川 上 三 男		
6	水 谷 寿 彦		
7	横 溝 一 成		
8	柳 川 暉 雄		
9	森 国 三		
10	椿 原 満 春		

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	4 定	
		12.16	12.18
町 長	加賀谷 政 清		
副 町 長	貝 田 喜 雄		
教 育 長	勝 又 寛		
教 育 委 員 長	栗 原 順 道		
監 査 委 員	道 藤 秋 夫		
監 査 事 務 局 長	渡 辺 修 一		
総 務 財 政 課 長	永 井 孝 一		
企 画 産 業 課 長	林 智 明		
福 祉 保 健 課 長	山 本 丈 夫		
町 民 生 活 課 長	高 橋 良		
出 納 室 長	高 木 則 和		
消 防 長	川 下 清		
建 設 水 道 課 主 幹	清 野 勝 吉		
建 設 水 道 課 主 幹	中 島 隆 行		
老人保健施設長 町立診療所事務長 特別養護老人ホーム施設長	是 洞 春 輝		

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 定	
		12.16	12.18
事 務 局 長	渡 辺 修 一		
書 記	三 上 美 知 子		

平成 2 0 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

1 2 月 1 6 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 2 7 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
1 2 月 1 6 日～1 2 月 1 8 日 3 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 第 2 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（大内議員）
 - 3) 中空知広域市町村圏組合議会第 2 回定例会結果報告（副議長）
 - 4) 石狩川流域下水道組合議会第 2 回定例会結果報告（議長）
 - 5) 例月出納検査結果報告（9・10・11 月分）
- 第 4 認定第 1 号 平成 1 9 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 5 認定第 2 号 平成 1 9 年度上砂川町水道事業会計決算認定について
決算特別委員会委員長報告
- 第 6 町長行政報告
- 第 7 教育長教育行政報告
- 第 8 同意第 6 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第 6 号は、即決とする。
- 第 9 議案第 4 1 号 町道の路線変更について
- 第 1 0 議案第 4 2 号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 1 1 議案第 4 3 号 中空知広域市町村圏組合同規約の一部を変更する規約について
- 第 1 2 議案第 4 4 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 3 議案第 4 5 号 平成 2 0 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 4 6 号 平成 2 0 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 5 議案第 4 7 号 平成 2 0 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 議案第 4 8 号 平成 2 0 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 1 号～第 4 8 号までは、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

9 番 森 国 三
1 0 番 椿 原 満 春

開会の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は10名であります。

理事者側につきましても、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成20年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、本定例会より栗原教育委員長が出席しておりますので、ご紹介申し上げます。栗原教育委員長。

○教育委員長（栗原順道） 10月1日より教育委員長を仰せつかりました栗原でございます。何もわかりませんので、どうかご支援のほどよろしくお願いいたします。

（開会 午前10時00分）

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） 直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、9番、森議員、10番、椿原議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

会期決定について

○議長（貝沼宏幸） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月18日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

諸般の報告

○議長（貝沼宏幸） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告について、大内議員。

○4番（大内兆春） 砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件について、平成20年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

1、日時でございますが、平成20年11月19日水曜日午前10時。場所でございますが、砂川市役所議会委員会室。

3、議件、議案第1号 砂川地区保健衛生組合の議会議員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第2号 平成19年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて。報告第1号 事務報告書の提出について。報告第2号 定期監査報告。報告第3号 例月出納検査報告。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告を終わります。

次、中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会結果報告について、堀内副議長。

○副議長（堀内哲夫） 中空知広域市町村圏組合議会について。

標記の件につき、平成20年中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成20年12月5日午前10時。場所につきましては、滝川市総合福祉センター集会室。

議件、

報告第1号 定期監査報告について。

報告第2号 例月現金出納検査報告について。

議案第1号 中空知広域市町村圏組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

認定第1号 平成19年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号 平成19年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第3号 平成19年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第4号 平成19年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上、報告いたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会結果報告を終わります。

次、石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告について、私から行います。

本定例会は、去る12月4日、滝川市総合福祉センターにおいて開催されました。

案件につきましては、報告3件、認定1件、議案2件の計6件であります。

報告第1号は、平成19年度執行事務の定期監査報告。

報告第2号は、平成20年1月分から平成20年9月分までの例月現金出納検査報告。

報告第3号は、平成19年度決算に係る資金不足比率についてであります。

認定第1号は、平成19年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定であります。

議案第1号は、平成20年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）。

議案第2号は、石狩川流域下水道組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。いずれも満場一致で、原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の9、10、11月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

認定第1号 認定第2号

○議長（貝沼宏幸） 日程第4、認定第1号 平成19年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第5、認定第2号 平成19年度上砂川町水道事業会計決算認定について議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元まで提出されておりますので、この際2件を一括して決算特別委員長より報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

本件について委員長の報告を求めます。椿原委員長。

○決算特別委員長（椿原満春） 決算特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託になりました案件について審査の結果、次のとおり結論を得たので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議件は、

認定第1号 平成19年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計、土地開発造成事業特別会計、町立診療所事業特別会計、老人保健施設事業特別会計、土地取得事業特別会計、下水道事業特別会計）決算認定について。

認定第2号 平成19年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

審査の経過は、平成20年9月24日の第3回上砂川町議会定例会において付託になりました全案件について、去る11月13日、14日の2日間にわたり本特別委員会を開催し、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により所管課長等から説明聴取し、慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、認定第1号 平成19年度上砂川町一般会計及び特別会計決算は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。認定第2号 平成19年度上砂川町水道事業会計決算は、原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（貝沼宏幸） ただいま決算特別委員長より、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件については全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成19年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第2号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成19年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

町長行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第6、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（加賀谷政清） それでは、町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成20年第3回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について、特にご報告申し上げる事項がありませんので、その他町内外の会議等につきましてはお手元に配付の行政報告書のとおりでありますので、ごらんいただき、町長報告といたします。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で町長の行政報告を終わります。

教育長教育行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第7、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（勝又 寛） 教育行政報告を申し上げます。

平成20年第3回定例会以降の町内外の主な会議、行事につきましては、お手元に配付をさせていただいております報告書により報告をさせていただきます。ごらんをいただきたいと思います。

特別に報告することがございませんので、以上で教育行政報告とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で町長の行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。

同意第6号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第8、同意第6号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました同意第6号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

提案理由といたしましては、現委員の伊東裕鐘氏が平成20年12月25日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

それでは、内容の説明に入りたいと思います。本文をご参照願いたいと思います。次の者を本町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字上砂川町181番地1（**東郷北1条1丁目1番1号**）。氏名、伊東裕鐘。生年月日、

昭和36年11月5日、職業、僧侶、備考、任期は4年であります。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いをいたします。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

これより同意第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

議案第41号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第9、議案第41号 町道の路線変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第41号 町道の路線変更について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたしたいと思っております。

提案理由としては、東山連絡線の希望橋について、施設の老朽化による危険防止を図るため廃止をし、認定区域を変更するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくをお願いをいたします。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示により議案第41号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー1の町道路線認定変更図をごらんいただきたいと思っております。このたびの変更は、東山連絡線の希望橋を廃止して、終点を変更するものであります。この希望橋につきましては、昭和39年に西山線の道路橋として認定され、その後平成9年12月に東山連絡線の希望橋として再認定されている木造の道路橋でございます。昭和39年当時は、この橋梁の地先に三井の社宅が建ち並んでおり、生活道路として利用していましたが、昭和50年代前半には社宅が廃止されたことから、生活道路としての役目を終え、既に数十年を経過しているもので、老朽化が著しいとのことで現地調査をしたところ、極めて危険な状況となっており、この先長期にわたっての利用に耐えられないものと判断したところであります。現在一時的に通行どめとしておりますが、将来にわたり利用計画がないことから廃止をし、認定区域を変更するものであります。

資料図面の黄色で表示しております橋梁を含めた延長が1,783メートルとなっており、上部にございます拡大図の表示のとおり青色部分の橋梁部分19.83メートルを廃止し、下の図のピンクの色の1,763メ

ーターの延長に変更するものでございます。なお、このたびの変更によりまして町道実延長は31.504キロとなるものでございます。

それと併いまして、本橋梁にありましては地先の伐採業者でございます山林所有者から本年12月以降おおむね2年間程度の間伐材搬出のため使用したいとの申し入れがありまして、町といたしましては議決をいただきました後に相手方の責任において維持管理をすることといたしまして、瑕疵責任を町は一切負わないということなどを条件に無償譲渡をしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、本文に入らせていただきます。町道の路線変更について。

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の町道の路線認定区域を変更するものとする。

旧新別、旧、路線名、東山連絡線、起点、上砂川町字上砂川22番地19、終点、上砂川町字西山23番地3地先、重要な経過地、東町改良住宅。新、東山連絡線、上砂川町字上砂川22番地19、上砂川町字西山15番地9地先、東町改良住宅。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

議案第42号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第10、議案第42号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第42号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、町行財政改革の一環として、特別職及び一般職の職員の給与、町議会議員の議員報酬について引き続いて縮減を図るため、関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第42号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、行財政改革による本町職員の給与の独自削減のうち、町特別職及び教育長の給与の臨時措置につきまして削減期間の延長を行い、一般職の職員の給与の削減内容について見直しを図り、さらに町議会議員の議員報酬について縮減を図るため、特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、上砂川町議会議員の議員報酬の臨時措置に関する条例を改正しようとするものでございます。

お手元に配付の資料ナンバー2、人件費削減内容の改定資料をごらんいただきたいと思います。町特別職及び教育長の給料につきましては、現在臨時措置条例によりまして町長30%、副町長及び教育長25

%の削減を行っておりますが、現行条例の措置期限を平成20年12月までとしておりますことから、今月をもちまして削減措置が終了するものでございます。しかしながら、町の行財政改革を今後も継続して行っていく上で、町特別職及び教育長の給与につきましては引き続いて削減を行うことが必要であると考えることから、削減期限を2年間延長して、平成22年12月までとするものでございます。なお、削減率につきましては改正をせず現行どおりとし、町長で30%、副町長及び教育長で25%の削減を継続するものでございます。

一般職の職員につきましては、期間を当分の間とし、給料の20%削減を実施しているところでございますが、平成21年1月から5ポイントの削減緩和を図り、15%の給料削減に変更しようとするものでございます。

なお、人材確保対策として、削減率の軽減措置を講じております。本年の4月以降採用の保健師、看護師、准看護師につきましても同様に削減率を5ポイント緩和いたしまして、現行の10%削減から5%削減に変更するものでございます。

削減緩和に要する経費でございますが、年間ベースでおおむね2,730万円となっております。また、このたびの補正では1月から3月までの期間でおおむね680万円ほどの追加となるものでございます。

次に、町議会議員の議員報酬につきましては、現在臨時措置条例によりまして14%から19%の削減を行っておりますが、現行条例の措置期限を町特別職と同様に平成20年12月までとしておりますことから、これも今月をもちまして削減措置が終了するものでございます。しかしながら、議員報酬につきましても行財政改革上、引き続き縮減を図ることが必要であるというふうに考えることから、削減期限を2年間といたしまして、平成22年12月まで、そして削減率につきましては10%から17%の範囲での削減を行おうとするものでございます。

施行日につきましては、平成21年1月1日でございます。

なお、特別職及び議会議員の期末手当、一般職の期末、勤勉手当の10%削減につきましては変更せず、現行どおりでございます。

裏面に参考といたしまして、空知管内15町の特別職の給料、議員報酬についての月額と順位を調べました資料を提出してございますので、ごらんいただきたいと思います。この資料は、町特別職の給料及び議会議員の議員報酬の状況について高額のほうから順位をまとめたものでございます。町特別職につきましては、ごらんのとおり空知管内のまちの中では14番目から15番目の給料額となりまして、議員報酬につきましては13番目から15番目の報酬額になるものでございます。

なお、職員の給与につきましては、今後も財政状況に応じて見直しを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、本文に入らせていただきます。特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例。

(特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例(平成17年上砂川町条例第4号)の一部を次ように改正する。

第3条第2項中「平成20年12月まで」を「平成22年12月まで」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年上砂川町条例第4号)の一部を次のように改正

する。

附則第3項中「100分の20」を「100分の15」に、「100分の10」を「100分の5」に改める。

(上砂川町議会議員の議員報酬の臨時措置に関する条例の一部改正)

第3条 上砂川町議会議員の議員報酬の臨時措置に関する条例(平成18年上砂川町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(臨時措置の議員報酬の額及び期間)

第3条 臨時措置の議員報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 議長 月額23万2,300円

(2) 副議長 月額19万5,300円

(3) 常任委員長及び議会運営委員長 月額17万9,300円

(4) 議員 月額16万6,500円

2 臨時措置の期間は、平成21年1月から平成22年12月までとする。

附則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で内容の説明を終わります。

議案第43号

○議長(貝沼宏幸) 日程第11、議案第43号 中空知広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第43号 中空知広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、中空知広域市町村圏組合規約の一部を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、中空知広域市町村圏組合を構成する各関係市町が財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置として、基金の処分の特例制度を創設するため、規約の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくをお願いをいたします。

以上であります。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第43号について内容の説明をいたします。

このたびの変更は、中空知広域市町村圏組合構成市町が財政再生団体となることを回避するため、緊急避難的な措置として基金の処分の特例制度を創設しようとするものであります。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、新たな4つの健全化判断比率により財政の早期健全化が急務となっている中、赤平市から芦別市、歌志内市及び本町に対しまして財政再生団体になることを回避

し、財政の自主健全化を図るため、基金の処分ということで取り崩しによる活用について産炭地3市1町で要望したいとの要請があり、本年2月に広域圏組合に要望をしたところであります。しかし、現在の規約では組合解散以外には基金を処分することができないと規定されているもので、構成市町も大変厳しい財政運営を行っており、今後の景気の動向等によっては財政危機に直面し、円滑な行財政運営に支障を来すことが想定されますことから、構成市町が財政再生団体となることを回避するため、緊急避難的な措置として各市町が現に出資している額を上限として処分することができる基金処分の特例制度を創設するものであります。

基金保有高につきましては総額10億円で、北海道が1億円を出資しておりまして、残る9億円を5市5町で出資しており、本町は6,186万円の出資となっているものでございます。

なお、今回の規約の変更は、地方自治法の規定に基づき構成市町の議会議決を要しますことから提案するものであり、構成市町が議会に提出し、議決の運びとなりました後に組合より知事の許可を受けることになっておりますことを申し添えまして、本文に入らせていただきます。

中空知広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約。

中空知広域市町村圏組合規約（昭和45年11月9日地方第2153号指令）の一部を次のように変更する。

第15条第2項中「出資額」を「出資限度額等」に、「する」を「し、出資額は、条例でこれを定める」に改め、同条第4項中「の処分は関係市町の出資比率により」を「は解散時の出資額の割合で」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（基金処分の特例）

第16条 前条第3項の規定にかかわらず、基金は、財政状況の悪化により財政再生団体（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第9条第4項に規定する財政再生団体をいう。以下同じ。）となるおそれがある関係市町が財政再生団体となることを回避するため、当該関係市町が現に出資している額を上限として処分することができる。

2 前項の規定により処分した基金は、当該関係市町により再出資することができる。

別表中「出資額」を「出資限度額」に、「出資比率」を「出資限度比率」に改める。

附則

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

議案第44号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第12、議案第44号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第44号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

それでは、本文をご参照ください。

平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,740万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,100万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成20年12月16日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示により議案第44号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、8款地方特例交付金29万5,000円の追加で、129万5,000円となります。

2項地方税等減収補てん臨時交付金29万5,000円の追加で、29万5,000円となります。

12款使用料及び手数料20万5,000円の減額で、2億1,850万3,000円となります。

1項使用料20万5,000円の減額で、1億8,850万8,000円となります。

13款国庫支出金30万6,000円の減額で、1億507万8,000円となります。

2項国庫補助金30万6,000円の減額で、3,604万6,000円となります。

14款道支出金134万6,000円の追加で、8,939万9,000円となります。

2項道補助金134万6,000円の追加で、1,913万1,000円となります。

16款寄附金517万円の追加で、517万1,000円となります。

1項寄附金、同額であります。

18款諸収入6,000万円の追加で、3億262万5,000円となります。

5項雑入6,000万円の追加で、2億8,643万3,000円となります。

19款町債110万円の追加で、1億4,835万8,000円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が6,740万円の追加で、25億8,100万円となります。

2、歳出、1款議会費126万円の減額で、3,308万1,000円となります。

1項議会費、同額であります。

2款総務費1,393万4,000円の追加で、2億1,894万円となります。

1項総務管理費1,627万3,000円の追加で、1億9,876万2,000円となります。

2項徴税费1万2,000円の追加で、1,290万2,000円となります。

3項戸籍住民基本台帳費3万6,000円の追加で、116万1,000円となります。

4項選挙費239万8,000円の減額で、470万7,000円となります。

6項監査委員費1万1,000円の追加で、107万4,000円となります。

3款民生費147万7,000円の追加で、6億2,527万2,000円となります。

- 1 項社会福祉費56万3,000円の減額で、5億8,209万円となります。
- 3 項生活保護費204万円の追加で、233万9,000円となります。
- 4 款衛生費317万1,000円の減額で、1億8,916万7,000円となります。
- 1 項保健衛生費306万4,000円の減額で、6,848万5,000円となります。
- 2 項清掃費10万7,000円の減額で、1億2,068万2,000円となります。
- 7 款商工費6,000万円の追加で、1億1,510万2,000円となります。
- 1 項商工費、同額であります。
- 8 款土木費471万7,000円の減額で、2億457万4,000円となります。
- 1 項土木管理費318万7,000円の減額で、7,886万8,000円となります。
- 2 項道路橋りょう費48万円の減額で、4,490万4,000円となります。
- 3 項住宅費105万円の減額で、8,080万2,000円となります。
- 9 款消防費80万円の追加で、1億2,951万5,000円となります。
- 1 項消防費、同額であります。
- 10 款教育費139万5,000円の追加で、9,618万円となります。
- 2 項小学校費41万円の追加で、2,785万7,000円となります。
- 3 項中学校費98万5,000円の追加で、4,708万8,000円となります。
- 13 款職員費105万8,000円の減額で、3億6,541万3,000円となります。
- 1 項職員費、同額であります。

歳出合計が6,740万円の追加で、25億8,100万円となります。

第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。鶉北線排水改修事業370万円、440万円。既設改良住宅改善事業520万円、480万円。既設公営住宅改善事業490万円、570万円。

事項別明細書、7ページの歳出でございます。3番、歳出、議会費、議会費、1目議会費126万円の減額で、3,308万1,000円となります。議案第42号で説明いたしました明年1月以降の報酬削減等と旅費の精査でございます。

総務費、総務管理費、1目一般管理費992万8,000円の追加で、5,076万9,000円となります。4節の共済費につきましては、臨時職員の追加部分の健保及び年金でございます。13節の委託料で153万8,000円の追加で、平成16年度から使用の総合行政ネットワークサービス、いわゆるL G W A Nと言われているものでございますが、5年経過し、更新となりますことから、道内166団体による町村会を通しての共同化システムの委託料と18節の備品購入費で267万8,000円をもって設備を購入するものでございます。25節積立金517万円の追加でございます。地域振興基金積立金300万円につきましては、北門信用金庫創業60周年を記念いたしまして寄附があったものでございまして、ふるさとづくり基金積立金217万円につきましては5件分の寄附金の計上でございます。

2目文書広報費158万1,000円の減額で、466万1,000円となります。町広報の印刷製本費の入札による精査でございます。

5目財産管理費15万円の追加で、4,770万8,000円となります。庁舎の高圧受電コンデンサーの修繕料でございまして、今後の電気料軽減を図るものでございます。

9目の諸費でございます。777万6,000円の追加で、1,481万7,000円となります。23節の償還金、利子及び割引料で777万6,000円を追加してございますが、メディカル・セフティ社の産業廃棄物処理用機械

等償却資産の減免申請がなされたところをごさいますて、3分の1課税となるということをごさいますて、平成16年度から19年度までの返還金の計上をごさいます。なお、平成21年度におきまして今回計上いたします777万6,000円のうちおおむね500万円ぐらいが交付税措置となる見込みをごさいます。

総務費、徴税費、2目賦課徴収費1万2,000円の追加で、1,277万5,000円となります。メディカル社の税還付に伴う加算金をごさいます。

総務費、戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費3万6,000円の追加で、116万1,000円となります。住民基本台帳カードの発行枚数の増による追加をごさいます。

総務費、選挙費、3目町議会議員選挙費239万8,000円の減額で、455万2,000円となります。8月に執行いたしました町議会議員選挙が無投票となったことによる精査をごさいます。

総務費、監査委員費、1目監査委員費1万1,000円の追加で、107万4,000円となります。平成21年2月改選見込みの議会選出委員の日割分報酬の追加をごさいます。

民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費24万円の追加で、2億3,225万8,000円となります。お手元に配付してごさいます障害者自立支援対策推進費をごさいます。

資料ナンバー3をごらんいただきたいと思ひます。障害者自立支援法のスムーズな移行と定着を図るため、制度改正の激変緩和措置の一環としての市町村の必須事業をごさいます。概要をごさいます、重度障害者を受け入れている共同生活住居ということで、ケアホームについて食事介助や入浴介助等に複数の支援員を配置することから、施設運営上経費がかさむため、支援措置を講じるものをごさいます。

内容といたしましては、障害者の障害程度区分4以上の障害者を基準に、その下にごさいます、補助単価が書かれてごさいます、支援費の補助単価をベースに平成20年度のみ支援措置実施をごさいます。本町では、事業費のところに記載してごさいます、伊達の施設に障害区分4に該当する1人が対象となりまして、月2万円で1年分、24万円の助成となるものをごさいます、全額道の補助となるものをごさいます。

予算書へお戻りください。4目の特別養護老人ホーム費をごさいます。243万4,000円の追加で、1億2,969万円となります。人件費につきましては、介護員と職員の1月以降の削減率改正による追加をごさいます、7節の賃金53万4,000円の追加は嘱託看護師確保のための月額報酬見直しによる増額分の計上をごさいます。11節、25万円、需用費をごさいます、給湯ボイラーの修繕料の追加をごさいます。

6目のデイサービスセンター費78万7,000円の追加で、2,185万2,000円となります。人件費削減率の改正と嘱託看護師賃金の見直しによる追加をごさいます。

8目地域包括支援センター費402万4,000円の減額で、2,053万4,000円となります。事務職員1名異動による減額精査と次ページの代替臨時職員1名増による賃金97万3,000円の追加をごさいます。

民生費、生活保護費、2目扶助費204万円の追加で、233万円となります。福祉灯油助成事業をごさいます、資料ナンバー4をごらんいただきたいと思ひます。昨年に引き続きまして、低所得の高齢者世帯等に対しまして冬期の生活支援をするため、灯油価格の高騰にかんがみ、灯油購入費の一部を助成するものをごさいます。

助成対象は、平成21年1月現在で本町に住所を有しまして、住民税が非課税の(1)の高齢者世帯、対象見込み395世帯で、 から に記載されているそれぞれの方と(2)の重度身体障害者世帯といたしまして、1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている者の収入で生活を維持している世帯ということで、対象見込み13世帯となりまして、3番をごさいます。助成額につきましては1世帯5,000

円で、町内の灯油販売業者2社によりまして助成するものでございます。引きかえ券による助成でございます。引きかえ券の有効期間は、平成21年3月末日までとするものでございます。

助成の申請及び申請期間でございますが、それぞれ個人の申請によるものとしまして、21年1月13日から2月末日までとしてございます。

周知につきましては、1月号町広報及び2月号町広報で周知してまいりたいというふうに考えるものでございます。

経費でございますが、助成額は5,000円の408世帯ということで204万円を計上し、一方歳入では道の地域政策総合補助金ということで、おおむね2分の1ということで110万6,000円の収入を見込むものでございます。

予算書へお戻りください。衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費328万2,000円の減額で、5,258万4,000円となります。19節負担金、補助及び交付金で82万2,000円の減額は、休日当番医について町内2つの医療機関の診療体制を廃止いたしまして、全部砂川市に委託するというものでございまして、これにかかわる運営協議会分担金の精査でございます。28節繰出金につきましては246万円の減額で、職員の異動等による水道事業会計繰出金の精査でございます。

3目環境衛生費21万8,000円の追加で、750万4,000円となります。下鶉と鶉共同浴場の修繕料の計上でございます。

衛生費、清掃費、1目清掃総務費10万7,000円の減額で、22万2,000円となります。河川清掃作業員賃金の精査でございます。

商工費、商工費、2目企業開発費6,000万円の追加で、7,440万5,000円となります。誘致企業助成金でございますが、資料ナンバー5をごらんいただきたいと思います。このたびの助成事業につきましては、空知産炭地総合発展基金活用事業となるものでございまして、新たな産業興しのため本町に進出する企業に対し新基金を活用し、助成するものであります。具体的には、産炭地新産業創造事業として2つの事業が認められたものでございます。

最初に、1の菌床椎茸栽培施設整備事業でございます。事業概要でございます。東京のジャパンアグリテック社が駒が台工業団地の旧雲海の空き工場を購入いたし、改修いたしまして、ほだ木の製造からシイタケの栽培、そして出荷まで、すべて上砂川町で行い、菌床シイタケの総合生産地形成を図ろうとするものでございまして、上砂川バイオ社と連携することにより上砂川産シイタケのブランド化に寄与すると期待するものでございます。

工場につきましては、裏面に配置図がありますが、第1工場と第2工場合計で4,133平米となるものでございまして、改修事業費は表のほうに戻りますが、2億円で、そのうち助成対象となる事業費が8,900万円となりまして、3分の2の助成率でございますが、3,000万円を上限として交付決定を受けたものでございまして、町予算を通し助成するものでございます。

事業期間は、8月より着工し、明年2月に完成し、フル稼働の予定でございます。なお、10月下旬より一部操業しているということでございます。

生産額にありましては、21年度以降3億円を超える計画となるものでございます。

新規雇用でございますが、全体で40名でございまして、ハローワークを通しまして元グローバルグループの従業員3名を含め、現在20名が採用されておりまして、残る20名につきましては1月に採用の予定となっているところでございます。

生産体制は、図のとおりでございます。

次に、2つ目の医療機器製造工場拡張事業でございます。事業の概要でございます。本町の誘致企業でありまして、医療機器製造業を安定的に経営しているマイクログラス社がデンマークの医療品会社との業務提携が実現したことにより、主要製品でございますスライドガラスの増産体制を図るべく、敷地内に新工場を増設するというものでございまして、これも裏面に工場増設計画図がございまして、自社敷地内に新たに1,873平方メートルの鉄骨平家建て工場を建設し、事業費は6億5,000万円となり、対象事業費が3億円で、ジャパンアグリテック社と同様に3,000万円の交付決定を受け、助成するものでございます。

事業期間は、9月より着工し、1月完成で、2月より生産の予定でございます。

生産額は、21年度で18億円、24年度には21億円を見込む計画となるものでございます。

新規採用でございます。全体で30名で、これもハローワークを通しまして11月には会社見学会を実施するなどいたしまして、すべて女性でございますが、採用が決まっているということでございます。

生産体制は、図のとおりでございます。

両事業によりまして70名の新たな雇用が創生されるわけございまして、地域振興上も多大な効果が期待されるもので、今後におきましてもできる限りの支援をしてまいりたいというふうに思うところでございます。

予算書にお戻りください。土木費へまいります。土木費、土木管理費、1目土木総務費318万7,000円の減額で、7,886万8,000円となります。下水道事業特別会計で歳出の不用額と歳入の消費税還付金発生による精査でございます。

土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費48万円の減額で、4,490万4,000円となります。工事請負費の精査でございます。鶉北線排水改修工事で27万5,000円と町道東山連絡線のり面復旧工事で20万5,000円の減額精査でございます。

土木費、住宅費、2目の公営住宅建設費105万円の減額で、3,597万6,000円となります。人件費の改正分追加と公営住宅、改良住宅の水洗化工事執行残130万1,000円の減額でございます。

消防費、消防費、1目常備消防費80万円の追加で、1億2,181万4,000円となります。人件費改正分の追加と18節備品購入費の救急車用A E D購入残15万7,000円の減額でございます。

教育費、小学校費、1目学校管理費20万円の追加で、2,188万4,000円となります。11節需用費20万円では、ダムウエーターのドアの修繕料の計上でございます。

2目教育振興費21万円の追加で、597万3,000円となります。準要保護児童5名増の扶助費の追加でございます。

教育費、中学校費、1目学校管理費75万円の追加で、4,011万9,000円となります。平成5年に購入いたしております除雪機の更新でございます。

2目教育振興費23万5,000円の追加で、696万9,000円となります。小学校同様準要保護生徒7人増の扶助費の追加でございます。

職員費、職員費、1目職員給与費105万8,000円の減額で、3億6,541万3,000円となります。すべて職員の異動等による精査と給料削減率の改正、追加との調整によるものでございまして、共済費170万2,000円の追加は掛け率変更によるものでございます。なお、給料につきましては退職と異動と5%還元額とがほぼ同額となったということで、今回補正が発生していないものでございます。

6 ページの歳入へまいります。

○議長（貝沼宏幸） そこまで。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

副町長、歳入から。

○副町長（貝田喜雄） それでは、6 ページの歳入でございます。

地方特例交付金、地方税等減収補てん臨時交付金、1 目地方税等減収補てん臨時交付金29万5,000円の追加で、29万5,000円となります。平成20年4月の道路特定財源の暫定税率が執行となりました期間中の減収補てんのための措置でございます。自動車所得税減収補てん臨時交付金で21万1,000円と地方道路譲与税減収補てん臨時交付金8万4,000円の計上でございます。

使用料及び手数料、使用料、5 目教育使用料20万5,000円の減額で、115万5,000円となります。奥沢パークゴルフ場使用料の減額で、1 日券利用者の減によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、2 目土木費補助金30万6,000円の減額で、793万9,000円となります。公営住宅建設費補助金で、改良住宅の水洗化事業入札減による精査でございます。

道支出金、道補助金、2 目民生費補助金134万6,000円の追加で、1,389万5,000円となります。社会福祉補助金で、障害者自立支援対策推進事業で24万円と福祉灯油特別対策事業110万6,000円の計上でございます。

寄附金、寄附金、1 目一般寄附金517万円の追加で、517万1,000円となります。1 節の一般寄附金300万円の追加は、歳出でも触れましたが、北門信用金庫より創業60周年記念とのことでの寄附でございます。2 節ふるさと寄附金217万円の追加は、5 件分の寄附金の計上であり、1 件につきましては200万円の大口寄附となっているところでございます。

諸収入、雑入、5 目雑入6,000万円の追加で、2 億8,642万9,000円となります。新産業創造等事業の2 社分の空知産炭地総合発展基金助成金の追加でございます。

町債、町債、2 目土木債110万円の追加で、1,490万円となります。1 節道路橋りょう債70万円の追加で、鶉北線排水改修事業の充当率引き上げ分でございます。2 節の公営住宅債40万円の追加で、改良住宅改善事業で40万円を減額し、公営住宅改善事業で80万円、充当率引き上げにより追加計上をするものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

議案第45号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第13、議案第45号 平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第45号 平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたしま

す。

本文をご参照願いたいと思います。

平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億173万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年12月16日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第45号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款医療収入121万4,000円の減額で、6,878万7,000円となります。

1項診療収入、同額であります。

歳入合計が121万4,000円の減額で、1億173万円となります。

2、歳出、1款総務費121万4,000円の減額で、5,657万1,000円となります。

1項施設管理費、同額であります。

歳出合計が121万4,000円の減額で、1億173万円となります。

事項別明細書、4ページの歳出でございます。3、歳出、総務費、施設管理費、1目一般管理費121万4,000円の減額で、5,657万1,000円となります。人件費につきましては、削減率改正と共済組合掛け率変更に伴う精査でございます。7節の賃金119万1,000円の減額は、臨時代替看護師につきまして月額嘱託員としてございましたが、日額雇用に変更となったものでございます。14節の使用料及び賃借料44万3,000円の減額は、借り上げしております医療事務コンピューターが5年の契約期間満了となりまして、再契約に当たり減額を生じたものでございます。

歳入へまいります。2、歳入、医療収入、診療収入、1目患者負担収入371万5,000円の減額で、1,000万6,000円となります。保険診療収入患者負担分の減収で、患者数1日40人が38.6人となるものでございます。

2目保険者負担収入250万1,000円の追加で、5,878万1,000円となります。保険診療収入保険者負担分、公費負担となる保険者負担の追加でございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

議案第46号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第14、議案第46号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正

予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第46号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照願います。

平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,837万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年12月16日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いをいたします。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第46号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰越金120万1,000円の追加で、172万6,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が120万1,000円の追加で、1億6,837万円となります。

2、歳出、1款、老人保健施設費120万1,000円の追加で、1億4,473万9,000円となります。

1項総務費、同額であります。

歳出合計が120万1,000円の追加で、1億6,837万円となります。

事項別明細書、4ページの歳出でございます。3、歳出、老人保健施設費、総務費、1目一般管理費120万1,000円の追加で、1億4,473万9,000円となります。人件費につきましては、削減率改正等による追加と介護員の異動による減額精査でございます。7節の賃金300万円の追加は、職員異動による欠員補充のための臨時代替看護師と臨時代替介護員、看護師については2名、代替介護員については1名分の追加でございます。11節の需用費15万円につきましては、給湯管漏水の修繕料でございます。

歳入へまいります。2、歳入、繰越金、繰越金、1目繰越金120万1,000円の追加で、172万6,000円となります。前年度繰越金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

議案第47号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第15、議案第47号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第

1号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第47号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照ください。

平成20年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,394万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成20年12月16日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いをいたします。

以上であります。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第47号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰入金318万7,000円の減額で、6,499万7,000円となります。

1項他会計繰入金、同額であります。

5款諸収入237万1,000円の追加で、237万3,000円となります。

2項雑入237万1,000円の追加で、237万2,000円となります。

6款町債40万円の追加で、1億100万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が41万6,000円の減額で、2億2,394万9,000円となります。

2、歳出、1款下水道費41万6,000円の減額で、9,210万2,000円となります。

1項下水道整備費41万6,000円の減額で、8,775万5,000円となります。

歳出合計が41万6,000円の減額で、2億2,394万9,000円となります。

第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。資本費平準化債、6,730万円、6,770万円。

事項別明細書、5ページの歳出でございます。3、歳出、下水道費、下水道整備費、1目総務管理費42万2,000円の減額で、779万6,000円となります。受益者分担金賦課徴収システム賃借料の精査でございます。

2目下水道建設費6,000円の追加で、7,995万9,000円となります。人件費の削減率改正と異動による精査でございます。

歳入へまいります。2、歳入、繰入金、他会計繰入金、1目一般会計繰入金318万7,000円の減額で、6,499万7,000円となります。一般会計繰入金の減額でございます。

諸収入、雑入、1目雑入237万1,000円の追加で、237万2,000円となります。消費税及び地方消費税還付金の計上でございます。

町債、町債、1目下水道事業債40万円の追加で、1億100万円となります。資本費平準化債の追加でございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

議案第48号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第16、議案第48号 平成20年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第48号 平成20年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照ください。

（総則）

第1条 平成20年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成20年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款水道事業収益、1億7,762万3,000円、854万7,000円の減額、1億6,907万6,000円。

第1項営業収益、1億3,284万6,000円、608万7,000円の減額、1億2,675万9,000円。

第2項営業外収益、4,477万7,000円、246万円の減額、4,231万7,000円。

（支出）

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款水道事業費用、1億7,762万3,000円、854万7,000円の減額、1億6,907万6,000円。

第1項営業費用、1億1,608万円、854万7,000円の減額、1億753万3,000円。

（議会の議決を経なければ、流用することのできない経費）

第3条 予算第7条で定めた経費の金額を、次のとおり改める。

科目、既決予定額、補正予定額、計。職員給与費、2,405万3,000円、461万5,000円の減額、1,943万8,000円。

（他会計からの補助金）

第4条 予算第8条で定めた、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「4,276万6,000円」を「4,030万6,000円」に改める。

平成20年12月16日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。
以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第48号について内容の説明をいたします。

2ページであります。平成20年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益854万7,000円の減額で、1億6,907万6,000円となります。

1項営業収益608万7,000円の減額で、1億2,675万9,000円となります。

1目給水収益608万7,000円の減額で、1億2,661万7,000円となります。

2項営業外収益246万円の減額で、4,231万7,000円となります。

2目繰入金246万円の減額で、4,030万6,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用854万7,000円の減額で、1億6,907万6,000円となります。

1項営業費用854万7,000円の減額で、1億753万3,000円となります。

4目総係費854万7,000円の減額で、2,321万7,000円となります。

事項別明細書、4ページの収益的支出であります。収益的支出、水道事業費用、営業費用、4目総係費854万7,000円の減額で、2,321万7,000円となります。人件費につきましては、削減率改正分と職員異動による減額精査でございます。賃借料126万6,000円の減額につきましては、電算機借り上げ料の精査でございます。

3ページの収益的収入へまいります。収益的収入、水道事業収益、営業収益、1目給水収益608万7,000円の減額で、1億2,661万7,000円となります。家事用水道料金等の減収でございます。

水道事業収益、営業外収益、2目繰入金246万円の減額で、4,030万6,000円となります。一般会計繰入金を減額し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

休会について

○議長（貝沼宏幸） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日17日は休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、明日17日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、18日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

散会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。
（散会 午前11時27分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 森 国 三

署 名 議 員 椿 原 満 春

平成 2 0 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 2 日）

1 2 月 1 8 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 4 3 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 4 1 号 町道の路線変更について
- 第 4 議案第 4 2 号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 4 3 号 中空知広域市町村圏組合理約の一部を変更する規約について
- 第 6 議案第 4 4 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 7 議案第 4 5 号 平成 2 0 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 4 6 号 平成 2 0 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 4 7 号 平成 2 0 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 議案第 4 8 号 平成 2 0 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 1 号～第 4 8 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 1 1 調査第 4 号 所管事務調査について

（追加日程）

- 第 1 2 意見書案第 1 6 号 住民が必要とする安心・安全・信頼の地域医療の確立を求める意見
- 第 1 3 意見書案第 1 7 号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書
- 第 1 4 意見書案第 1 8 号 国による公的森林整備の推進と国有林事業の健全化を求める意見書
- 第 1 5 意見書案第 1 9 号 消費税増税を行わないよう求める意見書

○会議録署名議員

9 番	森	国	三
1 0 番	椿	原	満 春

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は10名であります。

理事者側につきましても、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成20年第 4 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議 午前10時00分)

会議録署名議員指名について

○議長(貝沼宏幸) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、9番、森議員、10番、椿原議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

一般質問

○議長(貝沼宏幸) 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

川上三男議員

○議長(貝沼宏幸) 5番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番(川上三男) 私は、平成20年の定例会に当たりまして、世界でも例のないお年寄りいじめの後期高齢者医療制度について、上砂川町全体の高齢化が一段と進む中で町長としてもどのような政治的な認識を持っているのか伺いたいと思います。

75歳という年齢を重ねただけで、高齢者を国保や健保から追い出し、負担増と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度に国民の怒りが広がっています。各地の老人クラブや医師会が制度の撤廃を要求し、地方議会でも廃止を求める決議が相次いでいます。国会でも野党4党が共同提出した後期高齢者医療制度を廃止し、一たんもとの制度に戻す法案が参議院で可決されました。追い詰められた政府は、小手先の制度見直しを繰り返しながら、廃止を目指す主張や運動に道理のない批判を浴びせています。政府は、後期高齢者医療制度になって75%の人は保険料が安くなった、もとに戻せば負担増になる、こういう宣伝をしています。しかし、75%というのは制度改悪で全員が負担増となる健保の扶養家族だった人はあらかじめ除外し、机の上で計算した数字にすぎません。仮にことしは保険料が下がったという人も後期高齢者医療制度が続けば2年ごとに保険料は引き上がる。制度の延長こそ際限のない負担増をもたらすものであります。国保に戻ったら負担増になる人がいるとしても、それはもともと国保料が高過ぎたという問題です。また、政府は老人保健制度に戻すのは無責任、こういう宣伝もしています。ことし3月までの老人保健制度は、高齢者を国保や健保に加入させたまま国と保険者がお金を出し合い、高齢者の負担を軽減する、こういう仕組みでした。少なくとも後期高齢者医療制度のような差別制度ではありません。国民無視で強行した改悪は、白紙に戻すのが当然であり、総理みずからが国民の納得は得られていないという隘路にしがみつくと、ここに無責任があるのではないのでしょうか。高齢者を邪魔者扱いし、負担増と医療差別を押しつける、これらの政策は国民の命と健康を脅かすだけです。後期高齢者医療制度を廃止し、すべての世代が安心できる医療制度の確立を目指し、歴代政権が削減してきた国保、政管健保、高齢医療への国庫負担を復元し、窓口負担の軽減、保険料の引き下げ、保険診療の拡充を図るべきです。国民の負担を軽減し、病気の早期発見の治療を進めてこそ、医療費の膨張を抑え、保険財政を立て直すこともできます。

そこで、私の質問ですが、このような現在の中で65歳以上が40%を超える当町にとって、高齢者の医療制度は避けて通ることのできないものであります。したがって、今述べたような状況の中で町長とし

てこの後期高齢者医療制度についてどのような政治認識を持っているのか伺いたいと思います。また、この制度の対象になっている人は何人いるのか、またこの保険の滞納者の有無について、さらに今後の推移について答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの5番、川上議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま5番、川上議員の後期高齢者医療制度に対する政治的姿勢についての質問についてお答えをいたします。

平成20年4月から75歳以上を対象とした老人保健制度にかわる後期高齢者医療制度が始まりました。この制度は、老人保健と異なり、国民健康保険や社会保険などから分離、独立した医療保険制度で、制度の運営は都道府県単位であることで北海道においては北海道後期高齢者医療広域連合が行い、私ども市町村は保険料徴収や各種申請、届け出などの窓口業務を担っております。被保険者は、75歳以上の方全員と65歳以上の一定の障害者が対象となりますが、本町での対象者数は12月1日現在865人であり、対象者の今後の推移は、21年度末では55人増の920名と推計しており、本町の高齢化の進行に伴い、今後も増加していくものと思っております。

保険料は、個人単位での加入であるため、国民健康保険のように世帯単位ではなく、被保険者ごとに算定され、原則として被保険者一人一人が保険料を支払い、納付方法は年金から天引きする特別徴収によるものであります。ただ、年金額が18万未満の方や後期高齢者保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超える方は普通徴収となるもので、その人数は本町では90人ほどであります。

さて、この制度につきましても、平成19年第4回定例会での議員の質問にも高齢者に従来以上に負担を強いることにつながる心配や制度の複雑化による困難が生じる予想、さらに新しい制度であるがゆえの制度発足を目前にした時期での問題点の潜在等々があるとし、多くの課題を抱えたまま見切り発車する傾向にある近年の福祉や医療のように、目まぐるしい制度の変更と同様準備不足での根本からの制度変更は好ましい傾向と言えないとお答えをさせていただいたところであります。ご承知のとおり、この制度は国の事前の準備不足や周知不足などにより制度発足当時からさまざまな困難が生じてしまいました。心配されたことが現実となったとはいえ、自治体にとってもこれに要した労力とシステム導入などの経費の負担は極めて大きいものとなっているところであります。困難の要因は多岐にわたりますが、主なものとして、国税よりも保険料が高くなった、子供の健康保険の扶養から離れ、新たな負担増を強いられた、税金からの一方的な天引きは疑問等々の苦情がありました。このため、国では短期間のうちに保険料の負担軽減や年金からの特別徴収の見直しなどの措置がとられ、被保険者はもちろん、私たち市町村窓口も再び翻弄されたところであります。混乱の主な要因となったことについては、まず保険料は低所得層を中心に均等割軽減率の拡大と一定所得以下の所得割額の軽減など負担の軽減が図られたところであり、また、社会保険等の加入者に扶養されていたため、新たに保険料を負担することになった方の保険料を軽減する特別措置も1年間延長されることになりました。そして、年金からの特別徴収については、過去の保険料の滞納がないことを条件に口座振替の選択が可能となり、平成21年度からはこの条件も撤廃され、特別徴収か、あるいは口座振替かの選択制に変わるなど、さまざまな措置がとられたところであります。

後期高齢者医療制度につきましても、廃止や見直しを求める声が多くあるものでありますが、政府は制度を廃止しても老人医療制度が抱える問題点の解決にはならないとして、さらなる制度の改善を図るとしてあります。また、後期高齢者医療制度と国民健康保険の一体化をイメージした舛添厚生労働大臣

の私案もあり、今後の動向を注視するものと認識しているところであります。このように後期高齢者医療制度は見直されつつありますが、医療保険制度維持のための考え方は理解しつつも、場当たりのな面は否めず、さきにお答えのとおりこうした傾向は好ましくないとの考え方は今も変わってございません。しかし、後期高齢者医療制度は国の包括的な制度であること、また始まって既に8カ月を経過していることで、制度廃止が新たな混乱発生につながることを考慮いたしますと、この制度が国民の理解を得られ、高齢者の理解を得られますようさらに改善を重ね、よりよい制度になることを期待せざるを得ないものであります。私ども町村会でも既に同様の趣旨での改善要望を提出しており、今後も改善を要すると思われることにつきましては引き続き町村会を通じて、国や北海道広域連合に対し諫言に努めてまいりたいと、このように思っております。

また、質問がありました後期高齢者の保険料の滞納者は、本町では12名いるということでございます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○5番（川上三男） ありません。

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

水谷寿彦 議員

○議長（貝沼宏幸） 次、6番、水谷議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（水谷寿彦） 私は、平成20年第4回定例会に際し、次の3点について質問をいたしますので、ご答弁をお願いするものであります。

1点目は、自治体広告導入についてであります。今日地方自治体の多くが財政状況悪化により、行財政改革として事務事業の廃止や職員給与の引き下げなどあらゆる方面から歳出の縮減を余儀なくされています。このことによって住民サービスにも影響されていく状態は、できる限り避けなければならないと私は考えます。毎年予算編成の見直しをしながら町政運営をしていくことにも限界が感じられます。そこで、自治体自身が独自に収入を得ることを官民一体となって考えることが必要ではないかと思うのであります。ふるさと納税制度が発足してから、当町にもその効果があらわれてきていますが、この制度についてもかつてのふるさと会、札幌や東京上砂川会等の名簿などを思い起こして積極的なお願い文書の配付をするなどのPRが必要ではないでしょうか。その中でも自主財源確保として注目されているのが広報紙への有料広告やホームページでのバナー広告掲載であり、公表によりますと4分の1以上の地方自治体が広報媒体等に広告事業を導入しているのが実態であり、地域性もありますが、横浜市のように年額1億5,000万円を超えるところもあれば、10万円程度の自治体もあるようです。当町では、ホームページへのバナー広告を募っておりますが、広告収入はどのくらいになるのでしょうか。ポータルサイトと違い、アクセス数ではかないませんが、自治体サイトの媒体価値は広告を出す側にとっては自社の広告が載っていること自体が信頼感の向上につながるという価値を見出していると言われております。この意味からもスポンサーを募って、さらには封筒や定期的に送付する文書などへの広告を導入することもわずかかもしれませんが、収入を得られるものと考えます。もちろん広告導入に当たって留意しなければならないという点は多々あるかとは思いますが、町の見解をお伺いするものであります。

2点目は、不登校となっている児童生徒の対応についてであります。現在当町の児童生徒の中に不登校の子供がいるようですが、小学校、中学校を通して実態はつかめているのでしょうか。そして、その

子たちへしっかりと手を差し伸べているのでしょうか。今不登校などで通学しなくても学校に在籍しているだけで卒業することができるという時代だそうですが、それはいわば追い出されるという形ではないでしょうか。その子たちの将来はどうなるのでしょうか。義務教育とは一体何なのでしょう。不登校の原因はさまざまあると思いますが、いじめなどに起因する場合などは子供の成長にまで影響を与える可能性もありますし、また自殺という大変な事態をも誘発するものではないでしょうか。滝川市で起きたいじめによって児童が自殺した事件は、つい最近のことです。もしいじめもなく、学校に行くことが楽しければ不登校は起こらない。家庭の中で問題があるとしても、学校が楽しくて友人もたくさんいる、そんな学校という場所が子供にとって安らぎの場所となるのではないのでしょうか、子供たちも一日の大半は学校で過ごしているのですから。

ご承知のこととは思いますが、札幌市で起きた女性監禁問題を受け、道教委では札幌市を除く道内の学校を対象に調査をした結果、長期欠席中の児童生徒252人が学校側や関係機関と接触できていないということがわかり、市町村教育委員会に実態把握をするよう指示したことは周知のことだと思います。調査を行い、1,997校、39万7,700人を対象に実施した結果、30日以上長期欠席者は1,321人、うちさきに述べた252人は、繰り返しになりますが、児童生徒本人と学校や関係機関の職員が会えていないという状態だそうです。なぜだれでもいいですから、その子たちへ救いの手を差し伸べないのでしょうか。特に小学校高学年から中学校へ進学する時期は、子供から大人へ移行する大切な時期でもあり、心も体も大変不安定な中で子供たち自身が自己形成を図り、自分を自分らしくつくっていく大事なときでもあると言われております。児童生徒の健全な育成は、日々刻々と変化していく中で、常に真摯に取り組むべきであり、学校、家庭、地域三位一体となってしっかりとした情報の共有を持ちながら考えていかなければなりません。この3者のどれ一つでも無関心などということが決してあってはならないのではないのでしょうか。少子化により児童生徒も年々減少する中で、教育の環境を最大限よい方向で検討を重ねることが最も重要なことではないのでしょうか。そのためにも低年齢時から、また小学校低学年からの学級運営や指導のあり方にも対策を講じていくべきと考えます。問題行動やいじめ、不登校が蔓延することは、学校そのものの崩壊につながります。対応と見解について何うところであります。

3点目は、除排雪についてであります。毎度のことながら冬期間の除排雪について、高齢者が多い当町にとって高齢者が自身で除雪を行うことが困難となっている今日、きめ細やかな体制で行うことが望まれます。除排雪予算を減じざるを得ない当町の厳しい財政状況の中では、理解はいたしますが、予算がないからといって除排雪路線を減じたりするようなことがあってはいかなものなのでしょうか。降雪量が年々少なくなってきましたが、しかし大量に降雪があった場合にはやはりきめ細かく行うべきだと思います。特に住宅密集地への道路、進入路などは、定期的に行っていかなければ歩くこともままなりません。同時に、除排雪は委託された業者が行っているようですが、今日大変な不況時に建設業等は公共工事の激減により倒産や廃業、あるいは異業種への転換を余儀なくされる中、適切な契約料が保証されるべきと考えます。業者は何社で、その予算はどのような形で契約されているのでしょうか。また、この業者選定に当たってはどのように決定しているのでしょうか。降雪時は、業者の判断に任せているのでしょうか。除雪指導はしっかりとされているのでしょうか。これらのことをお伺いして、質問を終わります。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの6番、水谷議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、企画産業課長。

○企画産業課長（林 智明） 6番、水谷議員の1件目のご質問、自治体広告導入についてお答えいたします。

本町におきましては、国の地方交付税削減や町税の減収による町の財政破綻を回避するため、町民の皆さんのご理解とご協力のもと、平成13年度から行財政改革に取り組み、人件費の削減はもとより各種制度、施策の見直しを行い、当時52億円程度であった予算規模を現在は25億円まで半減させ、身の丈に合った効率的な行財政運営に努めているところであります。行財政改革の推進に当たりましては、歳出の削減ばかりが取りざたされがちですが、歳入の確保にもその効果が求められるものであり、自主財源確保のため、公宅などの公有財産の売却を初め、遊休施設の貸し付け、あるいは駐車場使用料の新設など可能な限りの施策を講じるなどして、これまで約4,000万円の財源確保を図っているところであります。また、自主財源の伸長確保も大きく望めない状況から、各種事業の実施に当たりましては国、道の直接的な補助金のほか関連団体の補助金も活用するなど創意工夫のもと行政運営に取り組んでいるところであります。

議員からご指摘の自治体自身が三位一体となって収入を得ることが必要とのことにつきましては考えを同じにするもので、本年4月からふるさと納税がスタートし、本町におきましても第2回定例会で条例制定し、7月から取り組んでいるところであり、また去る7月24日に町内のあらゆる機関、団体で構成する頑張るかみすながわサポート会議を立ち上げ、本町の最大の課題であります人口減少対策とふるさと納税などを推進しているところであります。ふるさと納税の具体的な推進に当たりましては、町ホームページ、町広報紙を通じたPR、各関係施設、北海道へのチラシの設置、一部自治体への説明も実施しており、町職員、教職員はもとより官民一体となった取り組みといたしまして、会議所職員、誘致企業社長及び従業員の皆様への協力依頼通知を発送し、さらにふるさと会につきましては東京会が解散されておりますので、札幌会の代表であります元町長である三上賢一氏にも協力依頼通知を既に発送したところであります。これまでの寄附の状況につきましては、11月に札幌市在住の方からお世話になったふるさとへのお礼といたしまして200万円の高額寄附があり、現在までで5件、総額217万円ほどの寄附が寄せられたところであります。ふるさと納税は、本町にゆかりのある方、愛着のある方、ふるさとに貢献したいという方々の思いを寄附という形で応援していただくもので、この制度は上砂川町再生の強力な支援となりますので、今後もあらゆる機会を通じまして積極的にPRしていきたいと考えており、改めて議員各位のご協力もお願いするものであります。

次に、ホームページのパナー広告につきましては、平成19年5月に町内企業1カ月1,000円、町外企業1カ月3,000円の広告掲載料として導入し、現在町内企業2社、町外企業3社、計5社の広告を掲載しており、本年度につきましては約10万円の収入が見込まれることから、今後もPRを行うなどして財源確保に努めてまいりたいと考えております。また、スポンサーを募って封筒や文書、町広報紙への広告掲載導入につきましては、封筒や文書への広告掲載は大変貴重なご意見でありますので、封筒などの在庫の状況を確認しながら、広告料の設定などについて検討してまいりたいと考えております。町広報紙への広告掲載につきましては、現在既に実施しております他市町の状況などを調査し、財源確保並びに町内企業の活性化のためにホームページ同様町内と町外で料金を差別化するなど、町内企業が利用しやすい環境を整え、平成21年度からの導入に向け検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり財源確保は財政運営の至上命題と考えられますが、行政の取り組みだけでは限界があり、官民一体となって取り組むことが重要でありますので、できるものから1つずつ進

めるとの基本理念に基づき、今後は会議所などを通じて企業の積極参加を促すほか、機会あるごとに町民の皆さんからのアイデア等の掘り起こしに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） 次、2点目、教育長。

○教育長（勝又 寛） 6番、水谷議員の2件目のご質問、不登校の児童生徒についてお答えいたします。

今全道の不登校の状況につきましては、平成19年度の調査結果によりますと小学校では前年度より28人増の780人、中学校では前年度より88人増の3,431人の子供たちが病気以外の何らかの理由により30日以上長期欠席、いわゆる不登校に陥っている状況でございます。先ほど議員さんからご指摘のありました札幌の監禁事件の関係につきましては、指摘におきましては空知管内では安否確認ということで24名がございました。それを17日、空知管内の教育長会議の中できのう現在で24名がすべて確認されたということをご報告を申し上げたいと思っております。

議員のご指摘のように、当町の小中学校におきましても複雑な家庭環境やいじめ等に起因して学校を長期欠席している児童生徒がいることは確かでございます。具体的には、毎月学校から教育委員会への長期欠席報告を見ますと、11月末現在で小学校で3名、中学校で4名となっております。小学校の3名につきましては、いずれも同一世帯の子供で、保護者の病気やそのうちの一人の子供には上級生のいじめが原因で欠席しているものと思われるところであります。中学生4名のうち、家族間のトラブル、あるいは保護者の放任により子供を監護できずに登校できないと思われる生徒が2名、また学校生活の中でなかなかクラスになじめず、交友関係で問題を抱えていると思われる生徒が2名となっております。このような状況の中、学校現場では職員会議や校内研修等におきまして不登校の問題について児童生徒の実態把握を職員間で情報を共有するとともに、ケースにおいては児童相談所や福祉等の関係者とも協議しながら、問題の解消に向けた取り組みをしているものの、十分な成果に結びつかず、よい方向にいかぬまま長期化しているという実態もでございます。また、担任教師による家庭訪問においても子供本人とは会えず、保護者の方と面談するものの、意思の疎通がなかなかうまくできないことや教員個々において不登校の問題に対する認識の甘さがあることも事実でございます。このような不登校の子供たちへの対応といたしまして、教育委員会では校長、教頭会や教育振興会などで機会あるごとに協議しているものであり、個々の教員に対しても学校における子供たちの日常生活はもとより、家庭ではどのような生活を送っているかなどについて直接家庭訪問や電話等を通して子供の置かれている状況を確認するようお願いし、さらにはケースによっては管理職や他の教員との協力のもと実態把握を行うなど、保護者と子供との連絡を絶やさないうよう指導してきたところでございます。学校として、子供が登校できない根本的な原因はどこにあるかを的確に押さえることが肝要であり、解決の糸口を探る中で場合によっては児童相談所など外部機関の協力を得ながら粘り強く対応に当たるように指導してきたところでございます。少子化が進む中、とりわけ当町の場合は小学校入学より1学年1クラスのまま中学校卒業までを過ごす現状から、子供たちが一致団結し、まとまりのある学校、学級づくりが期待できる反面、ささいな交友関係のトラブルが発端となって無視する、暴力をするなど陰湿ないじめへと発展した場合、クラスがえなどの措置もとれず、解決を見出せない結果として、近隣市町へ転校せざるを得ない大変残念な事例もあることから、学校、家庭、地域の連携による教育環境の充実が望まれるものと痛感するところ

でございます。

教育委員会では、現在置かれている状況を真摯に受けとめ、不登校のそのような現実をいま一度しっかりと見据える中で、学校全体として新しいシステムづくりについてPTA関係者、学校、教育委員会などで構成する新たな組織を立ち上げて、学級運営のあり方、ひいては学校運営のあり方の問題点などを洗い出して、その解決策について協議を進め、積極的に進言をしまいたいと考えるものであります。また、道教委に対してもスクールカウンセラーの配置についても依頼をしまいたいと存じます。いずれにいたしましても、教員の教えにより子供たちの思いを変えるものと考え、どんな場合でも子供の目を見て、顔を見て、態度を見て、子供たちの出すさまざまなサインを決して見落とすことなく、担任教員が子供たちが持つ興味や関心を上手に引き出しながら、一緒になって遊び、笑い、共感し、仲間同士の助け合いがいかに大切かを説きながら、学校の楽しさを子供たち一人一人が実感できるような学級運営に重点を置き、指導をしまいたいと存じます。多くの課題を抱える現状ではありますが、12月に入りましてから不登校の中学校の1名が自発的に登校し、勉強したいとの申し出がありましたので、すぐにはクラスには戻することは難しいものの、別室を設けまして学年主任など、複数の担任などにつきまして学習をしているところでございます。とご報告を申し上げ、これを機会に不登校の児童生徒の減少につながるよう改めて関係者が連携し、粘り強く対応をしまいたいと存じますことを申し添え、答弁とさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（貝沼宏幸） 次、清野建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（清野勝吉） 6番、水谷議員の3件目の質問、除排雪についてお答えいたします。

今年度は、暖かい日が続き、積雪量は少ないものの、本格的な降雪期を迎え、降雪量は例年並みの2メートルくらいとなっており、町といたしましては町民の暮らしを守り、快適な生活をしていただけるよう除排雪要領に基づき、万全の体制のもと除排雪業務を行うものであります。町道の除排雪につきましては、幹線道路と生活に密着する道路など33.6キロメートルの除排雪を行うもので、除排雪体制は町有機械9台と委託車3台の計12台を要し、臨時雇用で運転手5名、作業員4名を確保し、直接作業に当たるほか、委託業者3社による効率的な除排雪体制を組んで実施をしまいたいと存じます。除排雪出動は、従前より15センチの積雪量を基本とし、午前2時からの出動の体制をとり、通勤、通学時間帯までに道路確保をすることとしております。また、これ以外の日常作業は全町の除雪に1回6時間程度を要することから、通勤、通学時間帯での事故防止の観点からおおむね7時から8時半の時間帯を避けて午前8時半から4時半の時間帯に作業を実施しております。今年度から降雪状況によっては午前8時半の出動にとられることなく、夜明けごろからの出動作業を実施をしまいたいと考えるものであります。あわせて降り始めや雪解け時などの路面状況を勘案したきめ細かな対応を講じてしまいたいと考えております。

議員ご指摘の予算減による除排雪路線の減少はいかなるものかということではありますが、除排雪予算はここ数年の執行状況を踏まえ、当初予算においておおむね2,000万円程度の計上により対応しておりますが、予想を超える大雪が生じた場合はすべて追加補正予算にて対応しており、きめ細かな住民対応にこたえるもので、過去において除排雪路線を減少させる措置はないものと認識しております。

次に、委託業務の内容についてですが、前段申し上げたとおり町内業者3社により除排雪延長33.6キロメートルのうち7.5キロメートルについて実働時間による精算方法で時間委託契約をしております。業者の選定方法につきましては、町からの仕様、いわゆる委託内容について十分対応できる業者とし、

過去の実績等を踏まえ、随意契約方式としておりますが、新規参入希望者においても問い合わせや申し込みがあった場合には、その都度協議し、参入できる体制を整えており、少なくとも不公平感が生じないように取り組んでいるものであります。また、降雪時の業者の判断につきましては、町担当職員の指示により作業に従事させるもので、作業開始前に町担当職員と業者作業員により道路状況や作業方法について十分に打ち合わせを行い、実施しているものであります。

以上、除排雪体制について申し上げましたが、本町の除排雪作業にあっては近隣市町村と比較しても高水準のサービスを提供しているものと思うところであります。今後も住民要望を踏まえつつ、冬期間の暮らしを住みよくするため、道路状況に応じて効率的な除排雪を行い、快適な道路環境づくりと交通安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。水谷議員。

○6番（水谷寿彦） 2点目のことについてなのですが、9月の第3回定例会で大内議員が質問したことも、現在の学級担任制度、いわゆる一貫教育という形でいけば全学校、小学校なら小学校、中学校なら中学校の先生全員でもって対応できるような形があると思うのです。現在学級担任という形をとっていきますと、担任だけが責任を負わされているのではないかと、子供の不登校の問題。そんなようなことが何かの原因があるとしたら、この辺も対処していかなければいけないと私は思うのです。それと、大内議員も言ったように教育の環境がよければ上砂川で子供を教育させようという、上砂川に住んで子供に上砂川の教育を受けさせたいという人口増加の要因にもなると思います。その辺のこともしっかり踏まえて十分な検討をしていただきたいと思いますと思うのですけれども、どうお考えですか。

○議長（貝沼宏幸） 教育長。

○教育長（勝又 寛） 水谷議員の言うとおりでございますが、実際問題今すぐに一貫教育というのはなかなか難しいことはおわかりいただけるかなと思います。それで、先ほど申しましたように今小中の関係でもいろんな会議で、ちょっと分断しているわけではないのですけれども、それを一つの問題にして、小中の問題として一つのものということで、とりあえずやっていないわけではないのですけれども、改めて体制づくりをして検討してみたいと。先ほど9月の議会の大内さんのもありましたように、全体を通した中での教育の環境づくりについてもちょっと複雑な、そういったいろんな面でも検討してございますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（貝沼宏幸） 再答弁よろしいですか。

○6番（水谷寿彦） はい。

○議長（貝沼宏幸） それでは、以上で一般質問を終了いたします。

議案第41号 議案第42号 議案第43号

議案第44号 議案第45号 議案第46号

議案第47号 議案第48号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第3、議案第41号から日程第10、議案第48号については既に提案理由並びに内容説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第41号 町道の路線変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第41号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 町道の路線変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第42号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第42号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第43号 中空知広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第43号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 中空知広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時58分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第44号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。
本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第44号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第45号 平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第45号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 平成20年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第8、議案第46号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第46号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第47号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第47号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第10、議案第48号 平成20年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第48号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 平成20年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

調査第4号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第11、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

本件は、委員長の申し出どおり許可することに決定いたしました。

追加日程について

○議長（貝沼宏幸） ただいま議長の手元に意見書案4件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

意見書案第16号

○議長（貝沼宏幸） 日程第12、意見書案第16号 住民が必要とする安心・安全・信頼の地域医療の確立を求める意見書について議題といたします。

4番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（大内兆春） 住民が必要とする安心・安全・信頼の地域医療の確立を求める意見書（案）。本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年12月18日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 大 内 兆 春

賛成議員 川 上 三 男 堀 内 哲 夫

柳 川 暉 雄

本文に入ります。

意見書案第16号

住民が必要とする安心・安全・信頼の地域医療の確立を求める意見書

総務省が昨年末にまとめた「公立病院改革ガイドライン」を強く意識して北海道が今年策定した『自治体病院等広域化・連携構想』において、「道内を30区域に分けて地域医療体制の維持を図り、今後、この構想を踏まえて地域での協議が深まり、住民に身近な医療提供体制づくりにつながることを期待する」とし、自治体が主体的に検討を行うことを求めています。

しかし、道内の地域医療の現状は、医師不足や医療機関の縮小・撤退、自治体病院の赤字経営など、医療提供体制が根底から揺らいでいるという危機的な状況であり、地域医療に対する住民の不安を解消することが極めて重要かつ緊急の政策課題と考えます。

国のガイドラインや北海道の構想が仮に現実のものとなれば、地域から自治体病院が消滅し、一次医療の多くを自治体病院が担っている空知支庁管内においては、地域医療が崩壊する危険があり、住民が安心して生活するためにも自治体病院の存在は欠かせないものであり、安定した病院運営は重大な課題

です。

北海道の構想によると、患者の受診動向や中核となる病院の存在を理由として、空知支庁管内における地域医療の枠組みは4区域に分けられておりますが、空知支庁管内の現状は、大規模な民間医療機関が不足する中で各自治体病院が一次医療を担っており、自治体病院は非常に重要な存在であると考えます。しかし一方で、共通課題として絶対的な医師不足や診療報酬制度改悪による経営悪化など、自治体単独での解決が不可能な課題も数多く山積しています。

たしかに、自治体の財政状況及び公立病院の厳しい経営状態を無視することは出来ないとしても、その議論だけで広域化を進めることは非常に危険であり、中核病院としての役割を果たすための機能整備はもちろんのこと、医療資源の有効活用として、各自治体間（自治体病院間）での医療機能分担や救急搬送体制の確立、通院のための交通手段の確保など、自治体間や自治体病院間連携に向けた環境整備を同時に議論していく必要があると考えます。

また、広域化や病院間連携、そして救急搬送体制の充実強化などに対する費用は中核病院が設置されている自治体がすべて負担する状況であり、国や北海道はセンター病院や自治体病院に対する財政支援策をより具体的に示すことが必要であると考えます。

つきましては、住民の声を聞かない財政主導の医療政策の策定・実施は、医療従事者の不足や診療科目の縮小・廃止などは地域間の医療格差をさらに助長する危険性があることから、地域にとって必要な医療を確保し、住民が安心して生活できる環境を構築していくため、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 国民一人ひとりが、どこの地域にあっても安心して受けられる「社会保障制度としての医療の確立」（誰もが、受けたいときに、受けたい医療機関で、必要な医療を受けることができる。）を基本に、医療格差がでない施策を責任をもってすすめること。
 2. 医師の絶対数を確保するため、養成拡大の措置を講じるとともに、現在おこっている医師不足の解消に向け、医師派遣体制等を確保すること。
 3. 看護師など医療従事者の養成・確保を図るため、養成機関の充実や勤務条件の改善等、適切な措置（支援策）等を講ずること。
 4. 安定した経営とサービス提供が可能な診療報酬制度等の抜本的な改正を行うこと。
 5. へき地・不採算を問わず、地域医療を担う自治体病院に対し、繰出基準の改善とそれに見合う各自治体への財政支援策を講ずること。
 6. 中核病院を設置する自治体の財政が、広域化・病院連携に伴う患者集中によって大幅に悪化し、結果として地域医療が崩壊しないよう、財政を中心とした具体的な支援策を講ずること。
 7. 自治体病院へ、急性期医療を含めて診療科の枠を超えたさまざまな病気を診れる総合医の配置を支援する等、自治体病院の機能性を高めるような支援策を講ずること。
 8. 医療機関をめぐって起こっているトラブルの原因や背景をとらえ、その一因である患者自身の意識やモラルを変えていくような取組みを、国・道・自治体が一体となって具体的に推進していくこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第16号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号 住民が必要とする安心・安全・信頼の地域医療の確立を求める意見書については、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第17号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第13、意見書案第17号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書について議題といたします。

2番、堀内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（堀内哲夫） 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年12月18日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 堀 内 哲 夫

賛成議員 大 内 兆 春 川 上 三 男

柳 川 暉 雄

意見書案第17号

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書

近年、汚染された事故米を不正に転売した事件、輸入冷凍餃子への毒物混入事件、こんにやくゼリーによる窒息死事故や一連の食品偽装表示事件、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故など多くの分野での消費者被害が次々と発生ないし顕在化した。多重債務、クレジット、投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にある。

消費生活センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる被害救済手段であって、消費者被害相談の多くは全国の消費生活センターに寄せられており、その件数は1995年（平成7年）度が約27万件であったものが、2006年（平成18年）度には約110万件に達し、約4倍に増大している。

しかるに、自治体の地方消費者行政予算は、ピーク時の1995年（平成7年）度には全国（都道府県・政令指定都市・市町村合計）200億円（うち都道府県127億円）だったものが2007年（平成19年）度は全国108億円（うち都道府県46億円）に落ち込むなど大幅に削減されている。そのため、地方消費者行政が疲弊し、十分な相談体制がとれない、あっせん率低下、被害救済委員会が機能していない、被害情報集約による事業者規制権限の行使や被害予防などの制度改善機能、消費者啓発も十分に行えないなど、機能不全に陥っている実態が明らかとなった。

政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」などの政策を検討しているが、真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠である。政府の消費者行政推進会議の最終とりまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実行あらしめるため地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要であること、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言している。

よって、国に対し、消費者主役の消費者行政を実現するため、以下のような施策ないし措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1．消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言・あっせん等により解決されるよう、消費生活センターの権限を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワーク構築すること等、必要な法制度の整備をすること
 - 2．地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充強化するための財政措置をとること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、消費者行政推進担当大臣、総務大臣。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第17号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第18号

○議長（貝沼宏幸） 日程第14、意見書案第18号 国による公的森林整備の推進と国有林事業の健全化を求める意見書について議題といたします。

3番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（高橋成和） 国による公的森林整備の推進と国有林事業の健全化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年12月18日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 高 橋 成 和

賛成議員 大 内 兆 春 森 国 三

椿 原 満 春

意見書案第18号

国による公的森林整備の推進と国有林事業の健全化を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取組が極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧（独）緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（19年12月）」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承される措置が講ぜられたところである。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与出来るよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1．森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出
- 2．緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興
- 3．水源林造成事業を計画的に推進するための組織体制の確保
- 4．国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第18号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第18号 国による公的森林整備の推進と国有林事業の健全化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第19号

○議長（貝沼宏幸） 日程第15、意見書案第19号 消費税増税を行わないよう求める意見書について議題といたします。

5番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（川上三男） 消費税増税を行わないよう求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年12月18日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 川 上 三 男

賛成議員 大 内 兆 春 高 橋 成 和

森 国 三

意見書案第19号

消費税増税を行わないよう求める意見書

いま、国民の暮らしは、小泉「構造改革」以来の非正規雇用の拡大、福祉・医療の切り捨て、原油・穀物の異常な値上がりに加えて、世界的な金融危機のもとで悪化する一方です。

ところが、麻生内閣の「追加経済対策」は、証券優遇税制の3年延長や大銀行への税金投入など大資産家や大企業向けの対策が中心で、国民向けとされる2兆円規模の「定額給付金」は、1回限りで国の責任を地方に押しつける無責任なものです。そのうえ、麻生首相は、「3年後に消費税の引上げ 段階的に10%に」を繰り返し言明しています。

消費税増税を社会保障のためとする議論もあります。しかし、消費税が導入されて19年、医療・年金

・障害者福祉などの社会保障は改悪の連続です。この間の消費税の合計は188兆円、一方法人3税の減収は159兆円にのぼり、消費税は事実上大企業の減税の“穴埋め”にされてきました。

そもそも消費税は、大企業は価格に転嫁して実際には1円も負担せず、大資産家は負担が軽く、所得が低い人ほど思い逆進的な最悪の税金です。増税になれば、「貧困と格差」を一層拡大し、消費が落ち込み、地域経済がさらに悪化することは目に見えています。

よって、以下のことを要望します。

記

1. 消費税増税はやめること。
2. 社会保障の財源は、大型開発や軍事費などのムダづかいをあらため、大企業や大金持ちへの行き過ぎた優遇税制をやめ、もうけに応じた負担を求めて確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第19号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第19号 消費税増税を行わないよう求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

年末あいさつ

○議長（貝沼宏幸） 以上で今定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ことし最後の議会でございますので、町長、教育委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。初めに、町長。

○町長（加賀谷政清） 平成20年の最終議会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げたいと思います。

早いものでことしも12月に入りまして、12月定例会の閉会を迎えることになりましたが、この1年間議長を初め議員の皆様方には本町の行政推進に大変なご理解とご協力を賜り、さらにまた本会議あるいは委員会を通じまして提出した案件につきまして真摯なご審議を賜り、そして全議案について全会一致

で提案どおり可決、決定をしていただいたこと対しまして、心から厚くお礼申し上げたいと思っております。

ことは、原油高騰やアメリカの金融危機に端を発した世界的経済悪化により国内経済の急速な減速、落ち込み、さらにまた雇用情勢の悪化、さらに年金や医療、介護問題や食の安全問題等々、私たちの住民生活に深刻な影響を与えた年でありまして、今もなお混迷の状況が続いているところであります。こうした状況にありまして、本町においても大変厳しい環境の中、財政問題を初め市町村合併、さらに人口減少や少子化対策問題など重要な課題を抱えての行政運営でありましたが、議会のご協力をいただきながら、住民の皆さんが安心して暮らせる地域づくりに向け、全力を尽くしてきたところであります。特に本町の大きな課題の一つであります財政問題につきましては、平成13年度から行財政改革に着手し、さらにまた産炭地発展基金の問題により平成18年度に策定した財政健全化計画に基づき、今年度も当初から特別職や議員、そして職員などの人件費を大幅に削減することによって財源を捻出し、限られた財源の中で現行の住民サービスを継続し、さらにまた地域振興対策や少子高齢化対策に係る新たな事業も展開することができました。また、夕張の財政破綻を受けて成立した自治体財政破綻基準の4指標についても9月定例会でご報告申し上げましたように、いずれも国の示す早期健全化基準を下回ることができました。これも町民や議員の皆さん、そして職員の行財政改革に対するご理解とご協力によるものとこの席をおかりいたしまして改めて厚く御礼を申し上げたいと思っております。

また、砂川市を中心とした2市3町の合併問題については、2年間にわたりまして協議を進めてきたところでありますが、最終的に財源の見通しが立たず、合併しても新市のまちづくりができないということから、合併協議は解散となってしまったところであります。平成の大合併を進める新合併特例法の期限は、ご承知のように平成22年3月までとなり、あと残すところ1年余りとなったところでありますが、この平成の大合併によって全国で3,200ほどあった市町村の数は今1,780まで減少し、特に町村の数につきましては2,600ほどあった町村が現在1,000を切って999町村と実に1,600町村も減少してしまいました。こうした状況の中、今第29次地方制度調査会は今後の市町村合併を含む基礎的自治体のあり方について、本格的な討議に入っているものであります。この中では、平成の合併についてはこれをもって終わるべきという意見も多く出されておりました、その場合、今後残った小規模町村を町村として認めながら、どう位置づけし、どう補完していくか、いわゆる特例町村制度の導入、あるいは定住自立圏構想など、その仕組みについて具体的に検討されるものと思っております。いずれにしても、本町の場合は新法下での合併は難しく、単独での行政運営となりますが、本町のような小規模自治体につきましては単独運営は今後大変厳しい環境に置かれるものと認識をいたしております。本町は、これからも人口減少、少子高齢化、さらに財政問題と多くの課題を抱え、厳しい行政運営を強いられると思っておりますが、議会のお力をおかりしながら、町民の皆様方がこの町で少しでも安心して暮らせる町づくりを目指し、職員とともに全力を尽くす所存でございますので、議員各位には引き続きのご支援、ご協力を心からお願い申し上げたいと思っております。

議員の任期も年明け早々いよいよ間近に迫ってまいりました。議員各位には、これまで住民の代表として本町の発展にご尽力いただいたこと対しまして深く敬意を表するとともに、来期のご健闘を心からご祈念申し上げ、あわせましてこれまでのご協力に感謝申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。この1年間大変ありがとうございました。

○議長（貝沼宏幸） 引き続き教育委員長。

○教育委員長（栗原順道） 平成20年の最終定例会に当たりまして、教育委員会を代表して一言ごあいさつ申し上げます。

厳しい町財政の中で教育全般にわたりご理解とご支援を賜りましたこと、心よりお礼を申し上げます。今日教育を取り巻く現況は、必ずしもよい状況とは言えず、犯罪の凶悪化や子供を巻き込む事件、事故の多発化傾向、さらに景気回復のおくれに及ぶ地方財政の悪化に伴い、家庭経済及び教育の格差が見られ、社会的生活のモラルの低下、家庭教育力の低下が心配されており、子供へのきめ細やかな教育の重要性が叫ばれています。そのような点から、当町におきましては小学校では地域ではなくむ中央の子、中学校では自立と共生という方針で教育活動を展開しております。将来の社会を担う子供たち一人一人が夢と希望に胸を膨らませ、個性豊かでたくましく成長してくれることを願い、今後教育行政に取り組んでいかなければと考えております。今後ともさらなるご指導とご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、ご家族おそろいでよい年を迎えられますようご祈念申し上げ、ごあいさついたします。ありがとうございました。

○議長（貝沼宏幸） 本年最後の第4回定例会の閉会に当たりまして、私からも一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

ことを振り返りますと、国内外ともに激動の1年であったのではないかと思います。国外におきましては、5月にミャンマーの大型サイクロンによる死者、行方不明者が13万人ということ、そして同じ5月に中国の四川省の大地震で死者、行方不明者が8万人を超えるという大災害によりまして、多数の犠牲者が出たところであります。7月に入りまして、一時原油が史上最高の1バレル147ドルということで、物価に大変大きな影響を与えておりましたが、最近では50ドルを割り込むようなことで急落しております。また、9月以降アメリカの金融危機が拡大いたしまして、これが全世界にその影響が出ており、現在その打開策を求められている状況下にあります。

一方、国内におきましては、1月末には中国製のギョーザの食中毒問題が発生いたしまして、健康問題でその被害が全国的に広がったところであります。また、4月には後期高齢者医療制度がスタートいたしましたが、当初から保険料の年金天引き問題などで大きく混乱いたしまして、政府は見直しをするべく現在その着手をしているところであります。6月7日には、岩手、宮城県内で地震が発生いたしまして、死者14名、行方不明者10名とそのほか多くの負傷者が出ているわけでございます。さらに、9月1日には突然に福田首相が安倍前首相に引き続き1年足らずで退陣表明し、9月24日には麻生政権が誕生し、現在に至ったわけであります。しかし、政権2カ月で国民の内閣支持率が20%台まで低落し、最近政治の枠組み自体が揺れ動いている状況下にあります。

町内情勢につきましては、6月定例会で議員定数問題の特別委員会を設置し、数回にわたりまして議論の結果、9月定例会で次回から議員定数を2名減じ9名にすることで全会一致で決定いたしました。また、平成18年4月からスタートした新合併特例法の中で、道から示されました砂川市を中心とした2市3町の合併問題も協議の結果、財政問題の理由から、これも不発に終わったところがございます。このため上砂川町は当面自立でいくことになりまして、加賀谷町長はこの難局を乗り切るために第3次行財政改革以降も引き続き行財政改革を推進しているところであります。私は、上砂川町の行財政改革は道内において一番進んでいると思われ、国や道からの評価も高くなり、厳しくやっている自治体への財政支援は今後あるものと思われ、上砂川町を取り巻く環境は大変厳しい状況の中で、一方では行財政改革を行い、また一方では住民の生活と福祉を守るための町づくりを推進していかなければならず、町政

を担当する加賀谷町長を初め職員の皆様のご苦勞は大変なものと推察しているところではありますが、理事者も私ども議会も地方自治の本旨であります最少の経費で最大の効果を上げるよう努めていかなければならないと思っております。

こうした厳しい情勢の中で、議員各位におかれましては本年開催されました各定例会、臨時会に提案されました各案件につきまして慎重審議の結果、そのすべてが議決、決定され、円滑な議会運営にご協力を賜りまして、心から深く感謝を申し上げます。

終わりになりますが、ことしも残り少なくなりました。どうか理事者の皆様、そして議員の皆様方には健康に留意され、ご家族ともどもお元気で新しい年を迎えられますようご祈念申し上げ、ごあいさつといたします。本年1年間、まことにありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 以上で平成20年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

（閉会 午前11時43分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 森 国 三

署 名 議 員 椿 原 満 春